平成２７年（フ）第９２号
横浜市都筑区南山田１丁目３番10―906号
債務者　長尾　博文
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８７号
横浜市南区中村町３丁目194番地８　ハイツ中山302号室
債務者　岡野三四郎
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７６号
静岡県藤枝市大東町474番地の２
債務者　山中　　樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２６号
静岡市葵区沓谷２丁目４番11号　第一東荘Ｅ号
債務者　辻　秀之助
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月15日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９８号
栃木県宇都宮市宝木本町1150番地10　ヴィラ・リベルテ301号室
債務者　中原　毅八
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０９号
栃木県芳賀郡益子町大字七井2449番地６
債務者　矢野トシ子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１０号
栃木県芳賀郡益子町大字七井62番地
債務者　矢野　昌利
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３１号
栃木県宇都宮市駒生町2412番地　コーポ京201
債務者　町井ミヨ子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３７号
栃木県宇都宮市清原台１丁目17番２号　アモリス201号室、前住所栃木県宇都宮市ゆいの杜８丁目３番60号　グランディパレスＤ103
債務者　黒崎　直美
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１１号
岡山県赤磐市正崎621番地３、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地395
債務者　清水澄美子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５８２号
東京都練馬区旭町３丁目11―18　旭町アパート２Ｆ
債務者　吾郷　幸司
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５８３号
東京都練馬区練馬１丁目12―１　ドミシルＡｙａ拾番館201
債務者　齋藤　訓昌
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６０３号
神奈川県川崎市中原区井田１丁目33―１―207
債務者　関口　佑貴
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６０９号
東京都足立区江北７丁目３―10―203
債務者　一瀬　正子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６４４号
東京都文京区向丘１丁目13―６　第一清風荘201
債務者　浅野　良章
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部